

# 忠臣の「親母」

——天平五年遣唐使の「親母贈子歌」をめぐって——

保坂秀子

はじめに

『万葉集』巻九・一七九〇、九一番歌の題詞には、集中一例となる「親母」の語がある。

天平五年癸酉、遣唐使の船難波を發ちて海に入る時に、  
親母しんぼの子に贈る歌一首并せて短歌

秋萩を妻問ふ鹿こそ独り子に子持てりといへ鹿子じもの  
我が独り子の草枕旅にし行けば竹玉をしじに貫き垂れ  
斎瓮に木綿取り垂でて斎ひつつ我が思ふ我が子ま辛  
くありこそ (9)一七九〇)

反歌

旅人の宿りせむ野に霜降らば我が子羽ぐくめ天の鶴群  
(9)一七九一)

(本文は、新編日本古典文学全集『萬葉集』(以後、  
新編全集『萬葉集』)。なお、論の都合上、一部  
引用に原文と訓読文を併記した箇所がある。)

「親母」には、「オヤ」「ハハ」などの訓を付す注釈書もあるが、同時代史料での確例は見当たらない。また、万葉歌の「オ

ヤ」は、「父母、とりわけ母親」と「祖先」とに大別され、前者には「恋の障害」や子が「異郷に在って」「思慕する」(『万葉』とば事典、文責 梶川信行)例がある。「ハハ」にも同様の例(14四三四〇、三五一九、20四三四六、四三九二など)がある。しかし、当該の「親母」は、それらのいずれにも当てはまらない。当該歌は、「親母」自身を詠み手とし、「吾子」を案じる歌であり、それらの例とは一度切り離して考えてみる必要がある。一方、「親母」は漢籍に例があり、「生母」をいう漢語である。こうしたことから本稿では、これを便宜的に「シンボ」とよむ。

先行研究では、当該の「親母」を「天平五年(七三三)癸酉」に難波を發つた遣唐使の生母で実作者とする説がある。また、これに「専門の歌人の手」が加わるとする説もある。一方、「親母」の漢籍での用例として、『淮南子』「齊俗訓」<sup>③</sup>があがる。そこでの「親母」は、「繼母」との比較から子に誠意と愛情を傾ける存在として描かれる。「親母」は、「繼母」とは異なる特別な「母」のようなのである。すると「親母」を実作者と断じる前に、「親母」とは何か、当該歌はなぜ「親母の子に贈る歌(親母贈子歌)」なのか考察する必要がある。それは歌表現の検討からみえてく

るものと考え。

これまで、当該の長反歌が「親母」の子に対する想いの深さを主題とする点に異論はなく、本稿も異論はない。ただし注目すべき疑問や指摘も複数示されている。その一つに、反歌の「鶴」に『史記』『周本紀』の影響があるとする指摘（井上通泰『萬葉集雜攷』（以後、井上『雜攷』）と、それを受けて『詩経』や『易経』の影響もあるとする指摘（新日本古典文学大系『萬葉集』（以後、新大系『萬葉集』）がある。例えば『易経』には、「鶴」の母子の絆の深さが述べられる（後述）。こうした点は、「相聞的抒情の契機となる景物」（『万葉』ことば事典）文責大浦誠士とされる万葉歌の「鶴」の用例からはみえてこない。また指摘された漢籍の文言は、いずれも、古代の知識人が詩作の際に利用した類書『藝文類聚』に掲載される。当該歌と漢籍の影響関係は、これまで十分に考察されておらず検討の余地がある。このほか梶川信行、鈴木利一からの疑問や指摘に注目すべき点がある（後述。なお本稿で引用する梶川論・鈴木論は全てこれによる）。本稿は、これらにも対応しつつ、歌の原文表記を中心に当該題詞の「親母」を考察する。

### 一 原文からみる「一七九〇番歌」「二子」と「吾子」

秋芽子乎妻問鹿許曾一子二子持有跡五十戸鹿兒自物吾独子  
之草枕客二師往者竹珠乎密貫垂齋戸尔木綿取四手而忌日管  
吾思吾子真好去有欲得

（⑨一七九〇）

右に、一七九〇番歌の原文をあげた。原文を構成する文字列の特徴をみると、「鹿」が複数詠まれる（①）、数字を含む語が

多用される（②）、「吾」が多用される（③）、『万葉集』に一例となる表記（「忌日」）がある（④）の各点があげられる。特徴②③の箇所には「子」も複数用いられていることから、当該題詞にいう「親母」と「子」の結びつきを歌でどう詠むのか、本章で検討する。また、特徴①④では、「妻問鹿」（雄鹿）を詠むなど題詞には触れられていない「父」の要素がみえる。この点を次章で検討したい。

では、特徴②をみる。今日「独り子に子持てりといへ」と訓読される「二子二子持有跡五十戸」は、ほかの句とは異なり、訓読に大きく三つの説がある。今日の訓読は、「二子二」とそれ以後で分け、「ヒトツコニモタリトイヘ」（今村楽）と訓読する説を修正した「ヒトリゴコモテリトイヘ」説が、多くの注釈書に支持される。しかし、それ以前には、「一子」とそれ以後で分け「ヒトツコフタツコモタリトイヘ」（『代匠記』（精撰本））と訓読する説、また今村説を受け、「二」を「乎」の誤りとし、「ヒトリゴラモタリトイヘ」（『萬葉集古義』）と訓読する説があった。つまり「二」を助詞と認めるのに多くの検討が積み重ねられたのである。それほど「一子二子」は熟語性が強く、誤読の可能性もでてくる。しかし、異同はない。書き手は、意図をもってこの表記を採用したと考える。先に要点を述べると、「二子二子持有跡五十戸」には二つの文脈がある。一つは、「五十戸」と絡む九九を利用した戯書で、もう一つは漢籍を踏まえた文脈である。前者は、例えば「潮左為二五十等兒乃嶋邊榜船荷」（①四二）のように「二×五＝十」のかけ算を利用した九九のことである。これより字間は開くが、当該歌の「二二

にも「五十」を引き出す効果がある。「五十戸」は、律令用語である。「戸令」(第八「為里条」)に、「凡戸。以五十戸<sup>一</sup>為里。 (凡そ戸は、五十戸を以て里と為よ) (日本思想大系「律令」)とある。万葉歌には「ま玉つくをちこち兼ねて言齒五十戸常逢ひて後こそ悔二破有跡五十戸」(④六七四)があり、「言ふ」の已然形に用いる。ほかに、「五十戸長(里長)」(⑤八九二)、「守部乃五十戸(守部の里)」(⑩二二五二)のように、律令の行政区画「里」を反映した表記がある。当該歌は、前者と同様で、「秋芽子乎妻問鹿許曾一子二子持有」の言い習わしを受ける。同時に、律令用語である「五十戸里」と羈旅歌に多くみられる郷里への想いを含意すると考へる。

一方、漢籍を踏まえた文脈として、『藝文類聚』(第二十卷人部四「孝」)に掲載された孝子関子鸞の挿話をあげる。

関子鸞兄弟二人。母死、其父更娶。復有<sup>二</sup>子<sup>一</sup>。子鸞為<sup>二</sup>其父<sup>一</sup>御<sup>レ</sup>車、失<sup>レ</sup>轡。父持<sup>二</sup>其手<sup>一</sup>、衣甚單。父則歸、呼<sup>二</sup>其後母兒<sup>一</sup>、持<sup>二</sup>其手<sup>一</sup>、衣甚厚溫。即謂<sup>二</sup>其婦<sup>一</sup>曰、吾所<sup>レ</sup>以娶<sup>レ</sup>汝、乃為<sup>二</sup>吾子<sup>一</sup>。今汝欺<sup>レ</sup>我。去無<sup>レ</sup>留。子鸞前曰、母在<sup>二</sup>一子單、母去<sup>一</sup>。四<sup>一</sup>子寒。其父默然。故曰、孝哉関子鸞。一言<sup>二</sup>其母還<sup>一</sup>。再言<sup>二</sup>三子溫<sup>一</sup>。

(本文は、『藝文類聚』(上海古籍出版社)。訓点筆者)

関子鸞は父母の唯一の子で、生母の死後、父は継母を迎え二人の子を生じた。継母は子鸞を嫌い着物を一枚のみ与え、実子には厚手の着物を与えていた。これが父に知られ継母は家を迫られるも子鸞の取りなしで家に戻り、以後、継母は子鸞を実子と同様に扱った。

関子鸞の名は、『孝子伝』(陽明本、船橋本、以後省略<sup>9</sup>)や『令集解』(賦役令孝子順孫条)の「古記」にも載る。とりわけ『藝文類聚』に注目したのは、「一子」「二子」とともに「吾子」も含まれるからである。「吾子」については後述するが、当該歌の原文表記には、この類書に由来すると考えられる語が複数確認される。これらの孝子伝には、継母による継子への虐待が、継子の「孝」によって改善される内容が多い。しかし、こうした内容が生母と実子との間柄で語られることはない。儒教では生母は実子に慈愛を注ぐものと考えられていたようである。当該歌は、虐待する継母にも孝養する孝子の挿話を表記に織り込み、「親母」の実子に対する慈愛を逆照射するものと考ええる。

特徴③には「吾」の多用をあげた。「吾独子」は、「吾」のとりわけ大切な子を所有するかのようによく、その想いの深さを述べ、歌の終盤で「吾思吾子」と繰り返す。後者の表現に「吾」が重複する。万葉歌には「月重ね 吾思妹……」(⑩二〇五七)、「眼も寝ずに 吾思君者……」(⑬三二七七)、「……望月のたはしけむと 吾思 皇子命者……」(⑬三三二四)などの例がある。いずれも「吾思+(人)」と詠み、相手を想うことを連ねる。これらを参考にすると、歌の意図は「吾思子」でも十分に伝わる。なぜ「吾」を重複させるのか。管見の限り、『万葉集』、『日本書紀』(以後「書紀」)、『古事記』(以後「記」)、『風土記』(なお、「書紀」「記」「風土記」の本文は、日本古典文学大系本)などの文献に、「吾(我)思(想・念・憶・意)+(人)」の例はない。そこで漢籍をみると、『藝文類聚』(第九卷 水部下「冰」)に、「王祥字休徴、性至孝。後母苛虐、欲

「危<sup>レ</sup>害<sup>レ</sup>祥<sup>一</sup>。祥色養無<sup>レ</sup>忌。盛寒之月、後母曰、吾思生魚。祥脱<sup>レ</sup>衣、將剖<sup>レ</sup>氷求<sup>レ</sup>之。有<sup>三</sup>少處<sup>一</sup>氷解<sup>一</sup>、下有<sup>レ</sup>魚<sup>一</sup>出。因以奉養。」とある。この挿話の王祥も、「孝子伝」に登場する孝子の一人である。ただし『孝子伝』の王祥伝に「吾思」はない。反歌の典故とも関わるため、この例に注目する（後述）。王祥は、「後母（継母）」に疎まれ虐待を受ける。ある極寒の月に、継母が「吾思生魚」といった。王祥はこの要求に応じ、氷を割り「生魚」を捕ろうと試みる。間もなく、氷解した所から魚が出て継母に孝養ができたという。この挿話での継母は、「吾思」と自己の欲求のままに「生魚」を求めるが、当該歌の「吾思」は、「吾子」のみを「思」う「親母」の想いを表現する。この挿話から、「吾思吾子」の文脈に、「継母」と「親母」の違いが読み取れる。先にみた関子齋の挿話のように、ここでも王祥の物語を下敷きに、「親母」の慈愛の深さが表現されるのである。

このように、特徴②③から、戯書を用いて郷里を表出し、子を遣唐使として見送る母の心情を示すこと、「藝文類聚」の孝子伝の語を歌の表記に利用することによって「親母」の慈愛を表すことをみえてきた。当該歌の「親母」と「子」は、万葉の羈旅歌の型を踏まえつつ、漢籍から取り入れた「子」の「孝」と密接に関わりながら「親母」の慈愛で結びつくのである。

## 二 原文からみる一七九〇番歌「鹿」と「忌日」

特徴①④をみる。①の「妻問鹿」は歌の冒頭にあり、「鹿児」を導く序詞に含まれる。鈴木利一が指摘するように、「鹿児」は同音の「水手（船の漕ぎ手）」を連想させる語で遣唐使をも想起

させる。しかし冒頭はその機能のみに留まらない。先行研究からは、季節をめぐる歌の型と逸脱について複数の指摘が示された。

そもそも「アキハギ」と「鹿」が「ツマドフ」で結びつく万葉歌は多い。井上さやかによれば、「アキハギ」と「鹿」を組にする歌表現は、「恋歌の表現の中で形成され発展」したもので、漢籍にはない「倭製」だという。当該歌の冒頭はこの歌の型を踏まえるのだらう。一方、梶川信行は、遣唐使派遣時の「夏四月己亥」（『続日本紀』（以後、「続紀」））。本文は、新日本古典文学大系『続日本紀』（以後、新大系『続紀』）と、歌冒頭の示す季節の不一致を指摘する。これに対し鈴木は、遣唐使任命が前年の「秋八月丁亥」（『続紀』）であり、歌の季節は任命から出発までの時間を反映すると指摘した。また、冒頭は雄鹿の「妻問」を詠み、さらに「一子二子持有五十戸」と続け、その途上に「親母」の要素が生じることから、題詞が「親母」と「子」の関係にのみ触れるのに対し、歌には「父」も含む人間関係が想定されるとする。ここでは鈴木は指摘に注目し、「親母」をより深く考察するために、「父」の要素がどう表現されるのかみておく。

「父」の要素は、当該歌の表記の特徴④にあげた「忌日」にも含まれる。まず、「忌日」の訓を検討しつつ問題点をあげる。「忌日」は、「……竹珠平密貫垂齋戸尔木綿取四手而忌日管……」の文脈上にあり、表記上の類例に「……木綿取付而齋戸乎忌穿居竹玉乎繁尔貫垂……」（③三七九）がある。特に、当該歌の「齋戸尔……忌日管」と三七九番歌の「齋戸乎忌穿居」は類似する。「忌穿居」（③三七九）に類似する表記として、「齋穿居」（⑬三三八）、「石相穿居」（⑬三二八四）があ

る。「齋」の字は、神武紀即位前紀の「時勅三道臣命」、今以高皇産靈尊、朕親作三頭齋」にある「頭齋」の訓注に「頭齋、此云于凶詩怡破毗」とあり、「イハヒ」と訓む。すると、「齋戸」「忌戸」は「イハヒベ」、当該歌の「忌日」は「イハヒ」と訓める。なお、万葉歌で「イハフ」が重複する場合、一字一音表記では「伊波比之麻伊波比麻都良牟」(⑮三三三六)、<sup>イハヒシマイ</sup>「伊波比之麻伊久與布流末弓伊波比伎爾家牟」(⑮三三三七)のように同字が繰り返して使われるが、訓字主体表記の場合、「齋戸乎忌穿居」(⑮三七九)、「齋戸乎右相穿居」(⑮三三八四)、「忌戸乎齋穿居」(⑮三三八八)のように、「齋」や「忌」字が重複しないよう工夫されている。当該歌も同様である。吉田修作は、「いつ」「いつく」「ゆつ」を語の機能から考察し、三語が「嚴肅で秘儀的な祭祀に関連した場合に用いられ、そこには必然的に禁忌性が伴う」と述べ、「従って、それらは「まつる」「いはふ」「いむ」「いみ」「ゆゆし」などという語とも連動」と指摘する。同様の意識は、三語の表記にも反映されていると考える。「言出云忌」と(⑮二四三三)や「忌と伎美尔」(⑮三三六〇三)のように、「忌」字の重複を「禁忌性」をはらむ「ユユシ」の表記に当てるのは、その例といえる。また「忌日」は、天皇の崩御の日(例「統紀」大宝二年十二月甲午詔勅)をいい、また『礼記』「祭儀」の鄭玄注では「親亡之日(親が亡くなった日)」(本文は、『十三経注疏』下冊〔中華書局〕)とする。つまり、当該歌の「忌日」は、禁忌を避ける表記上の工夫をし、旅人の無事を願う祭祀行為をいう語の表記でありながら、人の死を連想させる漢語と重なっており、そうする必要があったと思われる。

漢籍には、「一子」「二子」の例と同じく『藝文類聚』(第二十卷人部四「孝」)に「申徒蟠九歳喪父。孝毀過禮。服除不進肉十餘年。每忌日、輒三日不食」とある。この挿話の申徒蟠は、亡父の喪が明けても肉食を避け、「忌日」ごとに三日間食事を取らなかつた孝子である。ここでの「忌日」は、「父」の命日をいう。他でもなく「忌日」が表記に選択され、『藝文類聚』(第二十卷人部四「孝」)から「父」の要素が取り出されたことは、「妻問鹿」と合わせて、当該歌が「父」を内包し、「親母」とともに「孝」の理念に基づくことを示すのである。では、なぜ当該歌は父母への「孝」に基づくのか。その理由を考えたい。

### 三 一七九一番歌の検討―「客人」「霜降」「鶴」

当該長歌に父母への「孝」をみてきた。この時、子が遣唐使であることは一つの問題を提示する。そもそも、「孝」は父母の側で死後も尽くすもので、父母から離れ命がけの渡航をする遣唐使はこれに反するからである。こうした矛盾も含め、なぜ当該歌は父母への「孝」に基づくのか、反歌も検討し考察したい。梶川信行は、対外使節関連歌の「発想様式」を考察する中で、当該歌は「様相を異にするとし、古歌などの転用」を推測する。特に、それらの歌では常に船中にある旅人の「浮き寝」を案じるが、当該反歌は「宿りせむ野」と詠み「不自然」という(①)。また遣唐使の出発時は「四月」だが「鶴」「霜」等の秋から冬の景物を多く詠み込んでいるのは「季節が合」わないと指摘した(②)。しかし、①②の指摘は反歌の特徴ともいえず、再検討の余地がある。反歌も原文から確認する。

客人之宿将<sup>レ</sup>為野尔霜降者吾子羽褻天乃鶴群<sup>⑨</sup>(一七九一) 梶川論<sup>①②</sup>の該当箇所は、原文表記でも特徴を示す。①は「客人宿将<sup>レ</sup>為野」に相当する。「客人」は『万葉集』に一例で、続く「宿将<sup>レ</sup>為野」と関連する。また②は「霜降者」や「天乃鶴群」と関連する。先述のとおり「天乃鶴群」と第四句の「吾子羽褻」には、漢籍からの出典が指摘される。「霜降者」もその点に留意する。

「客人之宿将<sup>レ</sup>為野」の「客人」は、長歌の「草枕客<sup>二</sup>師往者」の「客」を引き受ける。「草枕」は「タビ(客)」の枕詞であるから、「客人」は「タビヒト」と訓める。「タビヒト」は、万葉歌に「旅人」(①四六、③四一五)の表記もあり、特に「安騎の野に宿る旅人<sup>うちなびき</sup>眠も寝<sup>ぬ</sup>らめ<sup>やも</sup>古<sup>いにしへ</sup>思<sup>おも</sup>ふに」(①四六)は、「安騎の野」を詠み注目される。この歌は「軽皇子、安騎の野に宿らせる時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌」と題された巻一・四五―四九番歌の歌群での「短歌」第一首にあたる。軽皇子(後の文武天皇)が、亡き父草壁皇子の遊獵を追慕し「安騎」に赴いた際、同行した人麻呂が詠んだ歌である。この歌群の特徴は、結句「古<sup>いにしへ</sup>思<sup>おも</sup>ふに」に象徴されるように草壁皇子と軽皇子の父子をめぐる時の経過と事績の継承にある。歌群冒頭の四五番歌では「やすみしし我が大君高照らす日の皇子」とはじまり、「神ながら神さびせすと太敷かず京を置きて」と詠む。その内容は個別の父子関係に留まらず、国家の運営や継承へと拡がる。「古<sup>いにしへ</sup>思<sup>おも</sup>ふに」は、軽皇子の個人的な懐古とは異質である。

「客人」は、「書紀」や漢籍にも例がある。しかし、高麗国の百合野に軍壘を築上し、兵士と過<sup>こ</sup>した百濟の王子餘昌を指す

「客人」(『書紀』欽明天皇十四年十月庚寅条)や「客民」と同義で「他郷の人」を指す「客人」(『後漢書』列伝卷二十四「馬援列伝」)は、帰国を前提とする当該の「客人」とは意味が異なる。これらを比較すると、四六番歌と当該の「タビヒト(客人・旅人)」は、表記は異なるが意味は一致する。また、草壁・軽皇子の父子は、天平五年の遣唐使を出した聖武天皇の祖父と父である。「タビヒト」を通じて、こうした接点が生じるのは偶然とは思えない。遣唐使派遣は国家事業であり、唐で得た知識や技術を元に国家への貢献が求められる。そのことは、慈愛を示す「親母」ではなく、「父」の要素からみえてくる。その理由は、「親母」と「父」を結びつける子の「孝」にある。例えば、『古文学経』「十章第五」に「子曰。資<sup>二</sup>於事<sup>レ</sup>父以事<sup>レ</sup>母、其愛同。資<sup>二</sup>於事<sup>レ</sup>父以事<sup>レ</sup>君、其敬同。故母取<sup>二</sup>其愛<sup>一</sup>、而君取<sup>二</sup>其敬<sup>一</sup>。兼<sup>レ</sup>之者父也、故以<sup>レ</sup>孝事<sup>レ</sup>君則忠、以<sup>レ</sup>弟事<sup>レ</sup>長則順」(本文は、『古文学経』(中華書局)。訓点筆者)とある。これによると、子の母への「愛」は父への「愛」と、君子への「敬」は父への「敬」と同じ、とある。「愛」と「敬」の両者を兼ねるのが父であり、だからこそ父母への「孝」は、君子への「忠」に移行可能となる。当該歌の「父」は、父母への「孝」と国家事業たる遣唐使とを結ぶために必要であり、子の「孝」が「忠」に移行するのに不可欠の要素なのである。では当該歌の「親母」は、子の「忠」とどう結びつくのか。それを「霜降者」にみる。

「四月」の「霜降」は、梶川の指摘どおり万葉歌の季節感から外れる珍しい詠み方である。「書紀」をはじめ史書にも春や夏の「霜フル」は異常気象として記される<sup>⑩</sup>。しかし当該の「霜

が、例えば「大陸の氣候の實際を知らない」「作者の知識の範圍での叙述」(武田祐吉『萬葉集全註釋』(以後、武田『全註釋』)とは思えない。というのも、万葉の羈旅歌では「霜」や「雪」の「寒さ」は「大和」を望郷する表現であり、「大和を家郷とする官人集團」に詠まれてきたからである。「親母」の詠む「霜」は、「吾子」が異郷にあることを示し、祭祀を意義づける。ただし、それが「吾子」に降りかかると仮想される点、また季節外れである点は、他の「霜フル」とは異質であり検討に値する。

実は、漢籍に季節外れの「霜」を降らせた人の故事がある。『藝文類聚』(第九卷 水部下「氷」)では、「(前略)今鄒衍之歎、不過一如一炬・尺冰<sup>二</sup>而、皇天巨大、不徒鑊水・庖厨<sup>一</sup>也。一夫仰歎、天為降<sup>レ</sup>霜、何天之易<sup>レ</sup>感、霜之易<sup>レ</sup>降也」と載る。これは、「鄒衍降霜」の故事を迷信として批判する『論衡』の一節である。これをあげたのは、長歌の「吾思」に影響を与えたとされる王祥の挿話と同じく、『藝文類聚』(第九卷 水部下「氷」)に載るからである。この故事は、『藝文類聚』(第三卷 歲時部上「夏」)にも、「淮南子曰、(中略)又曰、鄒衍事<sup>二</sup>燕惠王<sup>一</sup>盡<sup>レ</sup>忠。左右譖<sup>レ</sup>之、王繫<sup>レ</sup>之。仰<sup>レ</sup>天而哭、夏<sup>二</sup>五月<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>下<sup>レ</sup>霜<sup>一</sup>。(後略)。」と記される。ここに引用された「淮南子」の内容は、今本には散佚して無く原文を確認できないが、『文選』の曹子建「求<sup>レ</sup>通<sup>二</sup>親親<sup>一</sup>表」の李善注にも「淮南子曰、鄒衍盡<sup>二</sup>忠於燕惠王<sup>一</sup>。王信<sup>レ</sup>譖而繫<sup>レ</sup>之。鄒子仰<sup>レ</sup>天而哭。正<sup>二</sup>夏<sup>一</sup>而天為<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>降<sup>レ</sup>霜<sup>一</sup>。」(四部叢刊『六臣注文選』(三三)とあり、古代の知識人たちが、その知的環境下で目にする一節といえる。鄒衍は、燕の恵王に「盡忠」(二重傍線部)の臣下だったが、

王が讒言を信じたため天を仰いで嘆くと「夏五月(正夏)」「(波線部)に霜が降ったという。つまり真夏の「下霜(降霜)」「(傍線部)は、鄒衍の「忠」を証明するのである。この故事から考えると当該の「霜降者」も「四月」に出発した遣唐使の「忠」に対する天の感応を想像したものといえる。「親母」の詠む「霜」によって、本来ならば、直接結びつかない「親母」の慈愛と國家への「忠」が結びつき、「吾子」が親母への「孝」よりも「忠」を優先したことが印象づけられるのである。

そのような子に対して、「親母」は「吾子羽翼天乃鶴群」という。これは「詩経」「史記」に典拠があり、『藝文類聚』(第九卷 水部下「氷」)にも、「毛詩曰、誕<sup>二</sup>實<sup>一</sup>之寒氷、鳥覆<sup>二</sup>翼<sup>一</sup>之。」「史記曰、周紀曰、姜嫄為帝嚳元妃。出<sup>レ</sup>里、見<sup>二</sup>巨人跡<sup>一</sup>而履<sup>レ</sup>之。身動如<sup>レ</sup>孕。暮而生<sup>レ</sup>子。以為<sup>二</sup>不祥<sup>一</sup>、棄<sup>二</sup>於冰之上<sup>一</sup>。鳥以<sup>二</sup>翼覆<sup>レ</sup>薦<sup>一</sup>之。」と引用される。これは、周祖の后稷の生母姜嫄が、后稷を懐妊・出産した時の特異な様子を語る。巨人の足跡を、「里」(『史記』「周本紀」〔中華書局〕では、「原」)でみた姜嫄は、これを踏んで身体に胎動を感じ、時期が来て出産した。こうした経緯を不吉に感じた姜嫄は赤ん坊を氷の上に遺棄するが、鳥が来て翼で赤ん坊を覆い温めたとある。『史記』「周本紀」では、この様子を姜嫄が后稷を神意の子と認め、再び拾い養育したと記す。生母の慈愛が示される箇所である。さらに「鶴」にも意味がある。新大系『萬葉集』が指摘した「易経」繫辭伝上二の文言は、『藝文類聚』(第九十卷 鳥部上「鶴」)に「周易曰、鳴鶴在<sup>レ</sup>陰。其子和<sup>レ</sup>之」とあり、鶴は親鳥の声に子が呼応するという。その理由を、『易経』「中孚」九二項の「象

傳」は「其の子之に和すとは、中心より願へばなり」（新釈漢文大系『易経』下）とし、親が子を本心から想うため真実至誠が相手に感通するという。「吾子羽裏天乃鶴群」は、母の慈愛が遠く離れても子に通じることを意味するのである。先にみた季節外れの「霜」は、「吾子」が異郷にあることと同時に、その「忠」を示す。「吾子羽裏天乃鶴群」には、「忠」を優先する「吾子」を唐へ送り出すも、旅中を案じ続ける「親母」の葛藤が読み取れるのである。

これまでの検討から、当該歌が「父」の要素を内包しつつ、「孝」から「忠」への移行を詠むことをみた。当該歌は父母への「孝」と国家への「忠」の狭間にある「吾子」を唐に送り出し、無事を祈る「親母」の歌といえる。「親母」は、葛藤を抱えつつ、「孝」よりも「吾子」の「忠」を優先し、慈愛深く唐への道中を案じる母像として浮かび上がるのである。

#### 四 古代における当該題詞の「親母」

当該歌は、国家への「忠」と父母への「孝」の狭間にある「吾子」を案じる母像に基づいて詠まれる。この母像は、題詞で「親母」と記された。では、「親母」とは子を案じる慈愛深き母像をいうのか。まず、本稿が「母像」と述べる理由を説明する。

題詞の「親母贈子歌」に対して、「親母」は実作者か否かという問いは当然起こる。検討してきたように、当該歌は『藝文類聚』所引の孝子伝や律令用語、人麻呂歌などに詳しい知識人による詠歌と考える。古代にそうした知識人は多く特定しがた。反面、ある遣唐使の母親を実作者と特定できる可能性は低

くなる。「親母」を実作者ではなく、母の理想像の一つではないかと考える理由である。ここからはその像をより明らかにする。

当該歌は、天平五年以後の対外使節使関連歌に影響を与えている。例えば、天平八年（七三六）二月に命を受け、四月に拝朝、その後出立した遣新羅使人歌群に、巻十五・三五七八・三五七九番歌がある。この二首は男女の贈答歌で、互いを慈しむ想いを「羽ぐくむ」と表現する。吉井巖は、「羽ぐくむ」が当該歌と合わせて『万葉集』に三例のみのため、巻十五の二首が「男女の別れの場における自由な発想」によるのではなく、「その基本の発想を同じ外国への使者である天平五年の遣唐使の場合に仰いで作られた」と指摘する<sup>17)</sup>。これに従えば、当該歌は天平八年以前に完成し、対外使節に任じられる人々に知られていた。また、天平勝宝三年（七五二）二月頃の詠歌とされる藤原太后の歌（⑩四二四〇）の「吾子」にも、当該歌の慈愛深き母像を反映し、為政者から臣下藤原清河への「孝」に基づく国家への「忠」が期待されている。「親母」を実作者とする説では、題詞の「親母贈子歌」を母の心情を伝える私信と解釈するものもある<sup>18)</sup>。しかし、当該歌には、以後の歌に影響を与え、「親母」の私信のレベルを超えた思想性が読み取れるのである。

「親母」は、『書紀』『記』『懷風藻』『風土記』などにみられない語である。もちろん子の母は太古からおり、母をいう語も神話からみえる。しかし「親母」に限定すると、日本での初例は「天平五年」を明記する当該題詞の可能性が高い。その後は、『統紀』（天平八年十一月丙戌条、天平宝字三年（七五九）六月庚戌条、天応元年（七八一）四月癸卯条）、『日本靈異記』（以後、『靈



異記<sup>①</sup>)などにみえる。ほかに、正倉院文書の「請暇解」に例がみえる。つまり「親母」は、「天平五年」とともに現れ、単なる「母」とは異なる母なのである。ここからは、「親母」をより具体的に検討するため、『統紀』(天平八年十一月丙戌条)、葛城王・佐為王兄弟が橘宿禰賜姓を願う表および「靈異記」上巻第二十三縁「凶しき人、嬪房の母に敬養せずして、現に悪死の報を得し縁」の例をみる。

まず、『統紀』(天平八年十一月丙戌条)の橘宿禰賜姓を願う表の「親母」をあげる。「親母」と称されたのは橘宿禰皇犬養三千代である。天平八年十一月、葛城・佐為両王は、生母、橘宿禰皇犬養橘三千代の姓を請う。その理由を、表では「今繼嗣無くは、恐るらくは明詔を失はむか」と述べる。「明詔」とは、和銅元年(七〇八)十一月二十五日に、三千代が「橘宿禰」を賜姓された詔をいう。天平八年当時、三千代は故人であった。息子とはいえ皇族の葛城王らが、長く藤原不比等のもとにあった「親母」の姓を継ぐことは特別な事情を思わせる。この表に応じた詔にも「皇族の高き名を辞し、外家の橘姓を請ふ」(『統紀』天平八年十一月丙戌条壬辰条)とあり、皇族の地位を放棄し「橘姓」を継承することが強調される。歴史学からは、葛城王が「後宮に勢力を持つ皇犬養氏の協力」や「藤原氏との協調」を求め「政治的才腕を振るおうとした」<sup>②</sup>、三千代の膨大な資産を「氏」産として受け継ぐ<sup>③</sup>などの理由があがる。しかしここでは、その理由を表の文脈に沿い、「親母」との関連から考える。注目されるのは、「八氏之祖」たる「建内宿禰」を「尽<sup>④</sup>事<sup>⑤</sup>君之忠」、致<sup>⑥</sup>二人臣之節<sup>⑦</sup>(君に事ふる忠を尽くして、人臣の節を

致しき<sup>⑧</sup>)とし、三千代を「事<sup>⑨</sup>君致<sup>⑩</sup>命、移<sup>⑪</sup>孝為<sup>⑫</sup>忠(君に事へて命を致し、孝を移して忠を為す)」とし、葛城王も自らを「志在<sup>⑬</sup>尽<sup>⑭</sup>忠(志忠を尽くすに在り)」と評する点である。この三人物の評には、『古文孝経』「士章第五」の「故以<sup>⑮</sup>孝事<sup>⑯</sup>君則忠(故に孝を以て君に事ふれば則ち忠)」と、これに対する孔安国注が反映されている。以下は該当箇所である。

孝者、子婦之高行也。忠者、臣下之高行也。(中略)。<sup>⑰</sup>盡<sup>⑱</sup>孝以<sup>⑲</sup>順<sup>⑳</sup>親、則當<sup>㉑</sup>於親<sup>㉒</sup>。當<sup>㉓</sup>於親<sup>㉔</sup>、則美名彰<sup>㉕</sup>。人君寬而不虐、則臣下忠。臣下忠、則君之所<sup>㉖</sup>用<sup>㉗</sup>。能盡<sup>㉘</sup>忠以事<sup>㉙</sup>上、則當<sup>㉚</sup>於君<sup>㉛</sup>。當<sup>㉜</sup>於君<sup>㉝</sup>、則爵祿至<sup>㉞</sup>。是故執<sup>㉟</sup>二人臣之節<sup>㊱</sup>、以事<sup>㊲</sup>親<sup>㊳</sup>、其孝可<sup>㊴</sup>知也。操<sup>㊵</sup>事<sup>㊶</sup>親之道<sup>㊷</sup>、以事<sup>㊸</sup>君、其忠必<sup>㊹</sup>矣。

傍線部①②は注目される。①では「能く孝を盡して以て親に順なれば、則ち親に當たる。親に當れば則ち美名彰らかなり」とあり、親に孝を尽くし、従順なことを「親」と捉え、「親」に至れば「美名(良い評判や名)」が明らかに成るといふ。『古文孝経』でいう「親」とは父母の両者をいい、皇族名を放棄して母の姓を受け継ぐとは、この箇所を体现する。「孝」に基づく「橘姓」の継承は、その姓を「美名」と表明する。詔も「志在<sup>⑬</sup>順<sup>⑭</sup>親(志、親を順すに在り)」と応じ、孔安国注を踏まえる。②では「是の故に人臣の節を執りて以て親に事ふれば、其の孝知るべきなり。親に事ふるの道を操りて以て君に事ふれば、其の忠必なり」とあり、親に「孝」を尽くす者は、君主にも「忠」を尽くすといふ。これは『古文孝経』の本文「故以<sup>⑮</sup>孝事<sup>⑯</sup>君則忠<sup>⑰</sup>」を端的に説明する。表で同様に「事<sup>⑨</sup>君致<sup>⑩</sup>命、移<sup>⑪</sup>孝為<sup>⑫</sup>

「忠」と評された三千代は、「親母」とも呼ばれる。つまり「親母」は、葛城王たちの生母というだけでなく、子に「忠・孝」を全うする人物と称えられ、「忠・孝」を実践する子の母といえる。「親母」は「忠・孝」を実践する子によって顕在化するのである。

一方、三千代と対照的な「親母」もいる。『靈異記』上巻第二十三縁に登場する瞻保は、「難破の宮に宇御めたまひし天皇孝徳天皇のみ代」に、「学生に類ある人」で、「往に書伝を学び、家は財に饒」であつた。しかし「親母」に孝養を尽くさず、貸した稲も取り立てた。「親母」への孝養を忠告する友人知人の声にも耳を貸さず疎遠になり、「母」も親子の縁を断絶する。瞻保は「狂走」の末に妻子をも「飢え死に」させる。注目されるのは、「母」が「吾が汝を育てしに、日夜に憩ふこと无かりき」と訴えながらも、「乳の直」を求め「母子之道（母子之道）」を断絶するため、「母」も子を失い救済されない点である。この「母子之道」と「孝」の関係は、『古文孝経』「父母生續章第十一」をみるとよくわかる。そこでは、「父子之道天性也。君臣之義也。父母生之、續莫大焉。君親臨之、厚莫重焉」という。「父子之道」は「天性（天然自然）」の性質であり、父母から生を受けた時に発生するため母子関係とも関連深い。これに従えば、瞻保は「母」に「孝」を尽くし「母子之道」を全うしたはずである。しかし、瞻保にはこの性質が欠落するのである。

三浦佑之は、この説話の時代を「八世紀（律令国家）の到来を象徴する時代」とし、「旧世代の（母）」と「典型的な都市（律令型知識人）」の瞻保との葛藤の物語と読み解く。また、律令以前の家族関係に生きた「母」と、律令型知識人として「夫方夫

婦同居」型の家族を生きる瞻保との間には「親子や家族の関係に本質的な変容やズレが抱え込まれている」という。その「変容やズレ」に重大な影響を与えたのが貨幣経済であり、学問を修め財をなし、「出挙」によって「都市型中産階級」に昇るも、「学」に違ひて覆き、親母に孝せぬ「瞻保」と「乳の直」を求め「母」性の証である我が子の養育を経済行為として金に換金した「母」との断絶を決定的にしたと指摘する。これに、『古文孝経』の示す親子観を合わせると、儒教は基本的に「夫方夫婦同居」の家族関係を前提に教えを展開し、そこでの母子関係では「孝」が成立する。しかし「前代の親子関係の規範」では「理想の母親」とされる「母」と瞻保の間に、「母子之道」を全うする「孝」が実践されなかつた物語の事実からすれば、「母」にも「孝」に関する何らかの欠陥があるのだろう。つまり前時代的な「母」では、律令体制を思想的に支える「孝」とそれから生成される「忠」が育成されないのである。『靈異記』は「母」にも仏教的な孝養を求めるが、瞻保はそれもしなかつた。ここに「孝」と「忠」の育成者たる「親母」の素質が浮かび上がるのである。

二つの史料から、「親母」の意義をみてきた。葛城王の表によれば、「親母」は子の「孝」と「忠」の実践によって顕在化する。しかし、瞻保の説話が示すように「親母」にも「孝」と「忠」の育成者としての素質が要求される。「親母」とは、律令体制下で生きるのに必要な「孝」と「忠」を子に育成する母なのである。

#### おわりに

これまで当該題詞の「親母」について考えてきた。下見隆雄

によれば、儒教社会での「父権構造の深層には、(中略)父の形式的権威を支える母性という実質的な権威が存在する」という。日本古代の文献に「親母」の用例は多くない。ただし「天平五年」とともに「親母」が現れることは、下見の説く中国儒教社会の母性のあり方の浸透を思わせる。

天平五年の遣唐使は、「当時の唐・新羅・渤海三国の關係緊張に対処する政治的目的をになつて任命されたもの」とみられている。天平初期は、国内に律令体制が浸透しつつも、長屋王の変、渤海使の来朝、早魃・飢饉などによる人心の動揺や社会不安が頻発していた。畿内惣管や山陽・山陰・南海の鎮撫使の任命(『統紀』天平三年十一月条)は、当時の国内外の情勢を反映するとみられる。そうした時事は、当該歌に表出しなない。題詞も、一見、遣唐使とその母の私信かのように伝える。しかし、こうした対外的緊張の中で「忠」の優先は、官吏登用試験でも問われ、受験者は「宜しく忠を先んじ孝を後にすべし」(『経国集』卷二十養老年間主金蘭作)、「忠を盡くす日に臨みては、詎ぞ膝下の恩を顧みむ」(『経国集』卷二十天平五年大神直蟲麻呂作)と応じる。「孝」を移行した「忠」を優先する倫理観は、「忠孝相懸け、名を揚げ身を立つる」(『経国集』卷二十養老年間主金蘭作)ことにもつながる。こうした官人の倫理観のもと、国家に貢献する母像も求められていたのではないか。当該歌の「親母」は、子に父母への「孝」を伝え、子を案じつつ「忠」を優先させ唐へと送り出す。儒教を基盤とする律令体制の浸透と連動する形で生じた理想的な母像が当該歌の「親母」であり、遣唐使という国家事業に「忠」を尽くし帰国の暁には名を揚げ

「孝」を全うするであろう「親母」の「子」に、「贈」るに相応しい歌となつていたのである。

注(一) 諸注釈書では、「親母」を「シンホ」(大矢本)、「オヤ」(日本古典文学大系『萬葉集』新潮古典文学集成『萬葉集』(以後、古典集成『萬葉集』・新編全集『萬葉集』・伊藤博『萬葉集釋注』(以後伊藤『釋注』)、「ハハ」(鹿持雅澄『萬葉集古義』(以後、鹿持『古義』)、「オヤ」(武田『全註釋』)と訓む。

(2) 澤潟久孝『萬葉集注釈』・古典集成『萬葉集』・伊藤『釋注』

(3) 土屋文明『萬葉集私注』

(4) 新編全集『萬葉集』頭注

(5) 梶川信行「人麻呂からの離脱―入唐使に贈る歌」(『万葉史の論笥金村』桜楓社一九八七:十)

(6) 鈴木利一「遣唐使に贈る歌―卷九、一七九〇、一七九一について―」『大谷女子大國文』28 一九九八:三三。

(7) 今村楽説は、鹿持『古義』所引の説を引用した。他に校本『萬葉集』も参照。今村楽については、鴻巣隼雄「今村楽講説書入本『古万葉集』について」(『古代文学』5 一九六五:十一)、竹本義明編『今村楽歌文集』(土佐史談会一九九七:六)に多くを学んだ。

(8) 幼学の会編『孝子伝注解』(汲古書院二〇〇三:二)

(9) 小島憲之第六章「上代官人の「あや」その一―外来説話類を中心として―」(『萬葉以前』岩波書店一九八六:九)、黒田彰一三「令集解の引く孝子伝について」(『孝子伝の研究』(思文閣出版二〇〇一九)、東野治之第一章5「律令と孝子伝―漢籍の直接引用と間接引用―」(『日本古代史料学』岩波書店二〇〇五:三三)参照。

- (10) ①下見隆雄『孝と母性のメカニズム』(研文出版 一九九七・九)、②下見隆雄『儒教社会と母性』(増補版) (研文出版 二〇〇八・十二) 参照。
- (11) 「独子」の解釈は、保坂秀子「〈独子〉考―『万葉集』巻六・一〇〇七番歌を中心に―」(『都大論究』第39号 二〇〇二・六) による。
- (12) 鈴木は、「鹿子」から同音異義語の「水手」を連想するのは、古代人にとって自然なこと」とする、渡瀬昌忠の説(『萬葉集全注』(巻第七)〔有斐閣 一九八五・八〕巻七・一四一七番歌【注】「あはれその水手」項)を援用する。
- (13) 井上さやか「秋芽子」の形成―(物色)の倭製―(『万葉古代学研究所年報』(2) 二〇〇四・三)
- (14) 吉田修作 雑篇―「いつ・いつく・いつく」考(『古代文学表現論』おうふう 二〇一三・三)〔初出「いつ・いつく・いつく」(近藤信義編『修辭論』おうふう 二〇〇八・十二)〕
- (15) 『書紀』推古天皇三四年正月・三月条、天武天皇十一年七月戊午条のほか、『三代実録』にも載る。
- (16) 野田浩子 第三部七「寒き夕は大和し思ほゆ」(『万葉集の叙景と自然』新典社 一九九五・七)〔初出「同題」『東横国文学』二六一九九四・三〕
- (17) 吉井巖「遺新羅使人歌群―その成立の過程―」(土橋寛先生古稀記念論文集刊行会編『日本古代論集』笠間書院 一九八〇・九)
- (18) 保坂秀子「忠孝思想と万葉歌―藤原太后歌の「吾子」をめぐって」(『古代文学』52 二〇一三・三)
- (19) 伊藤『釋注』(題詞「贈る歌」項)に、「大和から難波に使者をやって贈ったのであろう。なお、この歌の資料は不明。題詞の「親母」(生みの親の意)が署名の代わりをなしている」とある。
- (20) 例えば、「美努人長請暇解」に「為親母之賢病」(天平宝字四年(七六〇)九月十六日)など。調査は、東京大学史料編纂所 (<http://www.vap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/db/Hm>)「奈良時代古文書フルテキストデータベース」による。
- (21) 新大系『統紀』二(補注12―15八)。
- (22) 義江明子 第四二「橘氏の創始」(『県犬養橘三千代』吉川弘文館 二〇〇九・十二)
- (23) 新大系『統紀』は「志、親びを頭すに在り」と訓読するが、「親」という概念用語と解釈する。
- (24) 本文は、多田一臣「日本靈異記」上(筑摩書房 一九九七・十一)。ただし「親母」を「親しき母」と読み下す点を「親母」と改める。
- (25) 三浦佑之第五章「揺らぐ家族」(『万葉びとの「家族」誌』講談社 一九九六・九)
- (26) 三浦(注(25)前掲書)。
- (27) 下見Ⅱ「孝と母性」(注(10)①前掲書)
- (28) 新大系『統紀』二(補注11―12八)。ほかに、鈴木靖民「古代対外関係史の研究」(吉川弘文館 一九八五・十二) 参照。
- (29) 新大系『統紀』二(補注11―17)。ほかに、鈴木靖民(注(28)前掲書) 参照。
- (30) 『経国集』巻二十の対策文の解釈は、下記研究母体「日本漢文を読む会」での討議による。研究種目…基盤研究 研究期間…二〇〇九―二〇一〇―課題番号…21520209 研究課題…『経国集』の総合的領域横断的研究 研究代表…津田博幸